

第9次総量削減基本方針の策定について

東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海において、「総量削減基本方針」が2022年1月24日付けで策定されました。今後、関係都府県は基本方針に基づき、目標達成に向けた総量削減計画の策定、総量規制基準を設定します。(目標年度:2024年度)

削減目標量(t/日)は以下の通りです。

		削減目標量 (令和6年度に おける量)	令和元年度に おける量
東京湾	COD	150	154
	窒素含有量	159	162
	りん含有量	11.8	12.1
伊勢湾	COD	127	131
	窒素含有量	106	106
	りん含有量	7.9	8.0
瀬戸内海 ()内は 大阪湾	COD	372(78)	374(83)
	窒素含有量	389(80)	380(81)
	りん含有量	24.6(5.3)	24.3(5.5)

(東京湾・伊勢湾) 窒素・りんの環境基準達成状況を維持、生物多様性・生産性の視点で望ましい水質を目指し、貧酸素水塊の発生抑制等の観点から水環境改善を図る。

(大阪湾) 現在の水質維持の取組は継続、問題のある海域において、局所ごとに対応する。

(大阪湾を除く瀬戸内海) 現在の水質を悪化させないこと。

当社は、多くの排水項目の分析についても長年の実績があります。ご不明な点等ありましたら、是非一度ご相談ください。

資料 2022年1月24日付 環境省報道発表資料

環境検査箇所 荒木琢也

下記の記事をご希望の方は編集室佐藤までご連絡下さい。

1. 低濃度 PCB 廃棄物の無害化処理認定について
2. 低濃度 PCB 廃棄物の無害化処理の認定申請について
3. 2 種の適用除外用途の追加および更新に関する RoHS 指令附属書 IV の改正案を WTO に通知

ほう素、ふっ素、硝酸性窒素等に係る暫定排水基準見直し(案)について

2022 年 1 月 24 日に環境省で中央環境審議会水環境・土壌農薬部会排水規制等専門委員会が開催され、2022 年 6 月末に適用期限を迎えるほう素、ふっ素、硝酸性窒素等に係る暫定排水基準見直しについての検討が行われました。

ほう素、ふっ素、硝酸性窒素等においては、現在 11 業種について暫定排水基準が設定されており、3 年ごとに見直しがされています。

今回の見直し案では、馬房施設を有する畜産業、酸化コバルト製造業、下水道業(モリブデン又はジルコニウム化合物製造業からの排水を受け入れているもの)の硝酸性窒素等については一般排水基準へ移行、残る業種・項目については暫定排水基準値を強化または現行のまま延長するというものです。

2022 年 3 月 9 日(水)まで意見の募集(パブリックコメント)が実施され、その後、上記部会への諮問、改正省令の公布、施行の流れとなる見込みです。

当社は、ほう素、ふっ素、硝酸性窒素等を始め、多くの排水項目の分析について長年の実績があります。ご不明な点等ありましたら、是非一度お問い合わせ下さい。

資料 2022 年 2 月 8 日付 電子政府の総合窓口
(<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLAS&SNAME=PCMMSTDETAIL&id=195210081&Mode=0>)」を引用して作成

環境検査箇所 小野元也

4. RoHS 指令の 9 種の適用除外用途を対象とした調査プロジェクト(バック 22)の最終報告書を公表
5. 認可対象候補物質リストに 4 物質を追加
6. 請負人の労働者の労働災害防止のため注文者が措置を講ずる必要のある設備の範囲の拡大
7. 職長等に対する安全衛生教育が必要となる業種の拡大
8. 名称等の表示・通知をしなければならない化学物質の追加
9. 第 17 回残留性有機汚染物質検討委員会(POPRC)における決定事項について



当社は毎月メールマガジンを配信しております！

情報はよく目にするが情報量が多い。情報はあるけれど理解しづらい文章が多い。そのようなお悩みを解決すべく、なるべくわかりやすい文章で、最新情報や時期的に必要なと思われる情報をメールマガジンにしてお届けしています。ご了承いただければ配信致します。

お問い合わせはこちら



お問い合わせはこちら

